

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第95号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月7日（日） 13時30分ごろ
発生場所	京浜港横浜第3区 神奈川県横浜市所在の横浜貯木場防波堤灯台から真方位043° 1,120m付近 （概位 北緯35°27.2′ 東経139°40.2′）
事故等調査の経過	平成25年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーモーターボート <sup>ユ-エフ</sup> UF21、5トン未満（長さ5.81m） 235-41386 神奈川、有限会社ダルマ B 水上オートバイ <sup>ワイ・エフ・エム</sup> Y・F・M、5トン未満（長さ2.70m） 232-29840 千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、不詳 B 船長B、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 不詳 B 全損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、京浜港横浜第3区の山下ふ頭北東方沖を航行中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、横浜市中区のレストランの棧橋を出発し、山下ふ頭北東方沖を約10km/hの速力で北進中、平成25年7月7日13時30分ごろA船の船首とB船の右舷とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で海に投げ出され、事故を目撃していたB船の僚船によって救助された。 B船は、B船の僚船により、横浜市のマリーナへえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長Bは、衝突するまでA船に気付かず、回避措置が採れなかった。 A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A 不明、B あり A 不明、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B なし</p> <p>A 船は、京浜港横浜第3区の山下ふ頭北東方沖を航行中、B 船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、A 船が衝突に至った経緯を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B 船は、京浜港横浜第3区の山下ふ頭北東方沖を北進中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、京浜港横浜第3区の山下ふ頭北東方沖において、A 船が航行中、B 船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。</li> </ul>